

## 施設の修繕等の実施区分

## 【実施区分】

区分	項目	実施区分		実施区分の考え方
		市	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕	—		基本的に建物の新設等は考えていないが、必要に応じ市と指定管理者で協議する。
	1件100万円を超える修繕及び模様替え	○		予算の範囲内で市が実施する。
	1件100万円以下の修繕及び模様替え		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械設備等	新設等	—		基本的に機械設備等の新設等は考えていないが、必要に応じ市と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び1件100万円を超える修繕	○		予算の範囲内で市が実施する。
	見積額1件100万円以下の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
備品類	1件100万円を超える購入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、市が実施する。
	1件100万円以下の購入		○	事業を運営する上において、要する備品の購入は、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		市の所有する備品に限る。
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
基本的考え方 ※ 指定管理者は、上記の修繕、模様替え、購入をする場合は、あらかじめ市と協議し承認を受けなければならない。				